

令和3年度鹿沼市新型コロナウイルス感染症対策経営強化補助金交付要綱

1 目的

新型コロナウイルス感染症対策として新たな事業に取り組むほか、ビジネス環境の整備など新たな事業スタイルに挑戦する市内の中小企業者等を支援し、当該事業者の事業継続、又は経営強化の促進を目的とするものです。

2 制度の概要

(1)対象者

申請時点において、次の①から③のいずれにも該当する者

① 次のいずれかに該当する者であること

- ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者
- イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合
- ウ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合若しくは商工組合

② 市内に本社等を有し、法人にあっては登記を、個人にあたっては住民登録をしていること

③ 市税に滞納がないこと

●対象者の要件を満たしている場合でも以下の要件のいずれかを満たしている場合は対象外となります。

- ・同一の内容の事業について、国・県・市が助成（国・県・市以外の機関が、国・県・市から受けた補助金等により実施する場合も含む）する他の制度において補助対象経費とした経費を重複して申請する者
- ・国又は法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人
- ・風俗営業等との規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者
- ・政治団体又は宗教上の組織若しくは団体
- ・鹿沼市暴力団排除条例（平成24年条例第4号）第2条第1号に規定する暴力団又は役員等（法人である場合は理事、取締役、執行役、監事、監査役その他経営に実質的に関与している者、団体である場合は代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。）が同条第6号に規定する暴力団員等若しくは同条例第6条第1項に規定する密接関係者である者
- ・系統出荷による収入のみである農業者（林業・水産業者についても同様）
- ・上記に掲げる者のほか、補助金の交付が適当でないと市長が認める者

(2)補助対象事業

新型コロナウイルス感染症に対応した、新たな取組やビジネス環境の整備

事業	事業区分
新しい生活様式への対応に必要な機器等整備	①衝立、手指消毒スプレースタンド設置
	②空気清浄機、空間除菌脱臭機、加湿器設置 除菌・換気機能付き空調設備設置 ※換気扇は除く
	③キャッシュレス決済、セルフレジ、自動精算機の設置
	④サーマルカメラ設置
	⑤券売機、整理券発行機設置
	⑥その他コロナ対策と認められるもの
非対面型ビジネスモデルへの転換	⑦ホームページ作成費用
	⑧感染症対策と認められる改修工事 (テイクアウト用窓口の設置)
その他	⑨BCP(事業継続計画)策定

※原則として、事業所(店舗)兼住宅については店舗部分と住宅部分が明確に区切られている(動線も含む)場合のみ対象とします。

※トイレ改修工事、厨房関連工事等、コロナ対策と認められないものについて対象外とします。

③補助対象とならない経費

- 汎用性があり目的外の使用が可能な備品(パソコン・タブレット・ハードディスク等)の購入費
- 中古物品購入費
- 消耗品費
- リース料
- オークション品の購入費
- 通信費(インターネット通信費等)
- 月額利用料(ランニングコスト等)
- 各種保険料
- 水道光熱費
- 送料・運搬費
- 人件費
- 旅費交通費(専門家委託分を除く)
- 販売を目的とした製品、商品等の生産・調達に係る経費
- 物品購入時、店舗発行のポイントカード等によるポイントを取得した場合の現金換算可能なポイント分
- 領収書が用意できない場合は、請求書及び銀行振込みの実績で確認します
- 社会通念上、適正な価格の取引でないもの
- 必要な経理書類を用意できないもの
- 親会社、子会社、グループ企業等関連会社(資本関係のある会社、役員を兼任している会社、代表者の親族(3親等以内)が経営する会社等)、代表者の親族との取引であるもの
- 補助事業の目的に合致しないもの

④経費の支払方法について

支払いについては法定通貨に限り、支払い方法については、原則振込とします(10万円以上の経費に限る)。ただし、やむを得ずクレジットカードで支払いをする際には、事前相談をすることとします。また、ポイント発生の有無や決済状況を確認するために、見積書、発注日が確認可能な資料、納品を確認できる資料、請求書等の取引に関する資料の提供を求めることがあります。また、クレジットカード支払いについては、補助対象期間内に引き落としがされていることが条件であり、例えば、施工業者との取引が補助対象期間内であっても、口座からの引落としが補助対象期間外であればその経費は補助対象外経費になります。

(3) 補助額

①補助率

次のアの場合は 2/3、イの場合 1/2

ア 補助対象事業の施工業者等が、市内に事業所を有している場合

イ 補助対象事業の施工業者等がア以外の事業者の場合

②補助上限額

1 事業者につき 5 0 万円

※事後申請型鹿沼市新型コロナウイルス感染症対策経営強化補助金の交付決定を受けている場合、5 0 万円から事後申請型鹿沼市新型コロナウイルス感染症対策経営強化補助金の交付決定額を差引いた額とします。

3 事業の実施期間

交付決定後から令和 4 年 2 月 2 8 日 (月) まで

※令和 4 年 2 月 2 8 日 (月) までに**実績報告書**の提出が必要となります。

※予算の都合により、申請期間内であっても募集を締め切る場合があります。

4 確認検査

実績報告書類の提出後、事業内容について確認検査を行います。確認検査によって補助の要件を確認し、補助の対象として適正と認められた事業に対して補助金が交付されます。審査は原則として書面により行うものとしますが、必要に応じて現地調査等を行います。

5 スケジュール

補助金交付申請	令和3年4月5日（月）以降
確認審査	申請受付後随時
交付決定	確認審査後随時
実績報告	事業終了後速やかに ※令和4年2月28日（月）まで
完了検査	実績報告後随時
交付請求	検査結果通知書受領後15日以内
補助金交付	請求書受領後2か月以内

6 提出について

(1) 提出期限

提出期限はありませんが、令和4年2月28日（月）までに実績報告書の提出ができるものに限ります。

(2) 提出書類

別紙（補助金概要パンフレット）参照

(3) 提出先

〒322-8601 鹿沼市今宮町1688-1

鹿沼市役所 経済部産業振興課 商工振興係

【お問合せ先】

鹿沼市 経済部産業振興課 商工振興係

TEL 0289-63-2182

FAX 0289-63-2189

Mail sangyou@city.kanuma.lg.jp